

# 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（水際対策上特に懸念すべき変異 株等に対する新たな指定国・地域について）

2021年6月28日

- 6月28日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 本件措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。詳細については、以下のホームページを御確認ください。（[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C105.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C105.html)）

1. これまで、アルファ株等の変異株の感染拡大に対しては変異株流行国・地域を指定し、B.1.617系統の変異株（デルタ株等）の感染拡大に対しては変異株B.1.617指定国・地域を指定し、これらの国・地域からの入国者及び帰国者にそれぞれ追加的に防疫措置等を実施することにより、機動的かつ適時に水際強化措置を講じてきました。

2. B.1.617 系統の変異株（デルタ株等）のみならず、今後も他の変異株と比較して感染力が高いものや、ワクチンの効果が低下する恐れがあるもの等、水際対策上特に懸念すべき変異株が発生することが見込まれる一方で、アルファ株が日本国内で従来株からほぼ置き換わったと推定されている状況になっていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策強化措置について、新型コロナウイルスを「水際対策上特に懸念すべき変異株」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類することとし、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、体系的に整理し直すこととしました。

3. 今回の公表では、「水際対策上特に懸念すべき変異株」として、ベータ株、ガンマ株及びデルタ株を指定し、各国・地域ごとの水際対策強化措置については、変異株 B.1.617 指定国・地域又は変異株流行国・地域としてすでに実施中の措置を、令和3年7月1日午前0時以降も継続することとします。

詳細については、別添の「水際対策強化に係る新たな措置（15）（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）」をご参照ください。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)